表２　雑音の強さに関する解釈別表第十二の技術基準の適用例

特定電気用品以外の電気用品

中分類	電気用品名	別表第十二 雑音の強さに関する基準	備考[同じ電気用品名で、機能や仕様等に応じて適用される基準が異なる場合は、適用されるそれぞれの基準に、その基準の対象となる機能や仕様等を記す。]	コメント
配線器具	リモートコントロールリレー	別表第十第5章		J55001⇒別表第十第5章
	カットアウトスイッチ	別表第十第5章		用品名復活/J55001⇒別表第十第5章。「最初のページの注参照」を削除。
	カバー付ナイフスイッチ	別表第十第5章		用品名復活/J55001⇒別表第十第5章。「最初のページの注参照」を削除。
	分電盤ユニットスイッチ	別表第十第5章		用品名復活/J55001⇒別表第十第5章。「最初のページの注参照」を削除。
	電磁開閉器	J55014-1		用品名復活。JISが発行されたときに、そちらに移行/「最初のページの注参照」を削除。
	ライティングダクト	別表第十第5章		J55001⇒別表第十第5章
	ライティングダクト用のカップリング	別表第十第5章		J55001⇒別表第十第5章
	ライティングダクト用のエルボー	別表第十第5章		J55001⇒別表第十第5章
	ライティングダクト用のティ	別表第十第5章		J55001⇒別表第十第5章
	ライティングダクト用のクロス	別表第十第5章		J55001⇒別表第十第5章
	ライティングダクト用のフィードインボックス	別表第十第5章		J55001⇒別表第十第5章
	ライティングダクト用のエンドキャップ	別表第十第5章		J55001⇒別表第十第5章
	ライティングダクト用プラグ	別表第十第5章		J55001⇒別表第十第5章
	ライティングダクト用アダプター	別表第十第5章		J55001⇒別表第十第5章
	その他のライティングダクトの附属品及びライティングダクト用接続器	別表第十第5章		J55001⇒別表第十第5章
変圧器・安定器	ベル用変圧器	J55014-1		J55001⇒J55014-1（ベルを14-1の対象としてしまいましょう）
	表示器用変圧器	J55014-1		J55001⇒J55014-1（表示器は14-1でよいか）
	リモートコントロールリレー用変圧器	対象外		J55001⇒対象外（別表第十では別表第六の用品は雑音の対象外）
	ネオン変圧器	J55015		次のJ55015ではネオンが対象となるので、その時に移動/J55001⇒J55015
	燃焼器具用変圧器	J55014-1		J55001⇒J55014-1
	電圧調整器	対象外		J55001⇒対象外（別表第十では別表第六の用品は雑音の対象外）
	ナトリウム灯用安定器	J55015		
	殺菌灯用安定器	J55015		
小型交流電動機	反発始動誘導電動機	別表第十第5章		用品名復活/J55001⇒別表第十第5章。「最初のページの注参照」を削除。
	分相指導誘導電動機	別表第十第5章		用品名復活/J55001⇒別表第十第5章。「最初のページの注参照」を削除。
	コンデンサー始動誘導電動機	別表第十第5章		用品名復活/J55001⇒別表第十第5章。「最初のページの注参照」を削除。
	コンデンサー誘導電動機	別表第十第5章		用品名復活/J55001⇒別表第十第5章。「最初のページの注参照」を削除。
	整流子電動機	別表第十第5章		用品名復活/J55001⇒別表第十第5章。「最初のページの注参照」を削除。
	くま取りコイル誘導電動機	別表第十第5章		用品名復活/J55001⇒別表第十第5章。「最初のページの注参照」を削除。
	その他の単相電動機	別表第十第5章		「最初のページの注参照」を削除。
	かご形三相誘導電動機	対象外		用品名復活。かご形三相誘導電動機は別表第十でも雑音の要求なし。
電熱器具	電気足温器	J55014-1		
	電気スリッパ	J55014-1		
	電気ひざ掛け	J55014-1		
	電気座ぶとん	J55014-1		用品名復活/「最初のページの注参照」を削除。
	電気カーペット	J55014-1		
	電気敷布	J55014-1		
	電気毛布	J55014-1		
	電気ふとん	J55014-1		
	電気あんか	J55014-1		

表２　雑音の強さに関する解釈別表第十二の技術基準の適用例

特定電気用品以外の電気用品

中分類	電気用品名	別表第十二 雑音の強さに関する基準	備考[同じ電気用品名で、機能や仕様等に応じて適用される基準が異なる場合は、適用されるそれぞれの基準に、その基準の対象となる機能や仕様等を記す。]	コメント
電熱器具(続き)	電気いすカバー	J55014-1		用品名復活/「最初のページの注参照」を削除。
	電気採暖いす	J55014-1		用品名復活/「最初のページの注参照」を削除。
	電気こたつ	J55014-1		
	電気ストーブ	J55014-1		
	電気火ばち	J55014-1		用品名復活/「最初のページの注参照」を削除。
	その他の採暖用電熱器具	J55014-1		
	電気トースター	J55014-1		
	電気天火	J55014-1		
	電気魚焼き器	J55014-1		
	電気ロースター	J55014-1		
	電気レンジ	J55014-1		
	電気こんろ	J55014-1		
	電気ソーセージ焼き器	J55014-1		
	ワッフルアイロン	J55014-1		
	電気たこ焼き器	J55014-1		
	電気ホットプレート	J55014-1		
	電気フライパン	J55014-1		
	電気がま	J55011	電磁誘導加熱式のもの	J55001⇒J55011
		J55014-1	電磁誘導加熱式以外のもの	
	電気ジャー	J55014-1		
	電気なべ	J55014-1		
	電気フライヤー	J55014-1		
	電気卵ゆで器	J55014-1		
	電気保温盆	J55014-1		
	電気加温台	J55014-1		
	電気牛乳沸器	J55014-1		
	電気湯沸器	J55014-1		
	電気コーヒー沸器	J55014-1		
	電気茶沸器	J55014-1		
	電気酒かん器	J55014-1		
	電気湯せん器	J55014-1		
	電気蒸し器	J55014-1		
	電磁誘導加熱式調理器	J55011		J55001⇒J55011
	その他の調理用電熱器具	J55014-1		
	ひげそり用湯沸器	J55014-1		
	電気髪ごて	J55014-1		
	ヘヤーカーラー	J55014-1		
	毛髪加湿器	J55014-1		
	その他の理容用電熱器具	J55014-1		
	電熱ナイフ	J55014-1		

表２　雑音の強さに関する解釈別表第十二の技術基準の適用例

特定電気用品以外の電気用品

中分類	電気用品名	別表第十二 雑音の強さに関する基準	備考[同じ電気用品名で、機能や仕様等に応じて適用される基準が異なる場合は、適用されるそれぞれの基準に、その基準の対象となる機能や仕様等を記す。]	コメント
電熱器具(続き)	電気溶解器	J55014-1		用品名復活/「最初のページの注参照」を削除。
	電気焼成炉	J55014-1		用品名復活/「最初のページの注参照」を削除。
	電気はんだごて	J55014-1		
	こて加熱器	J55014-1		
	その他の工作・工芸用電熱器具	J55014-1		
	タオル蒸し器	J55014-1		
	電気消毒器(電熱)	J55014-1		用品名復活/「最初のページの注参照」を削除。
	湿潤器	J55014-1		
	電気湯のし器	J55014-1		
	投込み湯沸器	J55014-1		
	電気瞬間湯沸器	J55014-1		
	現像恒温器	J55014-1		用品名復活/「最初のページの注参照」を削除。
	電熱ボード	J55014-1		
	電熱シート	J55014-1		
	電熱マット	J55014-1		
	電気乾燥器	J55014-1		
	電気プレス器	J55014-1		
	電気育苗器	J55014-1		用品名復活/「最初のページの注参照」を削除。
	電気ふ卵器	J55014-1		
	電気育すう器	J55014-1		
	電気アイロン	J55014-1		
	電気裁縫ごて	J55014-1		
	電気接着器	J55014-1		
	電気香炉	J55014-1		用品名復活/「最初のページの注参照」を削除。
	電気くん蒸殺虫器	J55014-1		用品名復活/「最初のページの注参照」を削除。
	電気温きゅう器	J55014-1		用品名復活/「最初のページの注参照」を削除。
電動力応用機械器具	ベルトコンベア	J55014-1		用品名復活/「最初のページの注参照」を削除。
	電気冷蔵庫	J55014-1		
	電気冷凍庫	J55014-1		
	電気製氷機	J55014-1		
	電気冷水機	J55014-1		
	空気圧縮機	J55014-1		用品名復活/「最初のページの注参照」を削除。
	電動ミシン	J55014-1		
	電気ろくろ	J55014-1		用品名復活/「最初のページの注参照」を削除。
	電気鉛筆削機	J55014-1		
	電動かくはん機	J55014-1		
	電気はさみ	J55014-1		
	電気捕虫機	J55014-1		用品名復活/「最初のページの注参照」を削除。
	電気草刈機	J55014-1		
	電気刈込み機	J55014-1		

表２　雑音の強さに関する解釈別表第十二の技術基準の適用例

特定電気用品以外の電気用品

中分類	電気用品名	別表第十二 雑音の強さに関する基準	備考[同じ電気用品名で、機能や仕様等に応じて適用される基準が異なる場合は、適用されるそれぞれの基準に、その基準の対象となる機能や仕様等を記す。]	コメント
電動力応用機械器具（続き）	電気芝刈機	J55014-1		
	電動脱穀機	J55014-1		
	電動もみすり機	J55014-1		用品名復活/「最初のページの注参照」を削除。
	電動わら打ち機	J55014-1		用品名復活/「最初のページの注参照」を削除。
	電動縄ない機	J55014-1		用品名復活/「最初のページの注参照」を削除。
	選卵機	J55014-1		用品名復活/「最初のページの注参照」を削除。
	洗卵機	J55014-1		用品名復活/「最初のページの注参照」を削除。
	園芸用電気耕土機	J55014-1		用品名復活/「最初のページの注参照」を削除。
	昆布加工機	J55014-1		用品名復活/「最初のページの注参照」を削除。
	するめ加工機	J55014-1		用品名復活/「最初のページの注参照」を削除。
	ジューサー	J55014-1		
	ジュースミキサー	J55014-1		
	フッドミキサー	J55014-1		
	電気製めん機	J55014-1		
	電気もちつき機	J55014-1		
	コーヒーひき機	J55014-1		
	電気缶切機	J55014-1		
	電気肉ひき機	J55014-1		
	電気肉切り機	J55014-1		
	電気パン切り機	J55014-1		
	電気かつお節削機	J55014-1		
	電気氷削機	J55014-1		
	電気洗米機	J55014-1		用品名復活/「最初のページの注参照」を削除。
	野菜洗浄機	J55014-1		用品名復活/「最初のページの注参照」を削除。
	電気食器洗機	J55014-1		
	精米機	J55014-1		
	ほうじ茶機	J55014-1		用品名復活/「最初のページの注参照」を削除。
	包装機械	J55014-1		用品名復活/「最初のページの注参照」を削除。
	荷造機械	J55014-1		
	電気置時計	J55014-1		
	電気掛時計	J55014-1		
	自動印画定着器	J55014-1		用品名復活/「最初のページの注参照」を削除。
	自動印画水洗機	J55014-1		用品名復活/「最初のページの注参照」を削除。
	ラミネーター	J55014-1		
	謄写機	J55014-1	デジタル技術応用機器以外	
		J55032	デジタル技術応用機器	J55022⇒J55032
	事務用印刷機	J55014-1	デジタル技術応用機器以外	
		J55032	デジタル技術応用機器	J55022⇒J55032
	あて名印刷機	J55014-1	デジタル技術応用機器以外	
		J55032	デジタル技術応用機器	J55022⇒J55032

表２　雑音の強さに関する解釈別表第十二の技術基準の適用例

特定電気用品以外の電気用品

中分類	電気用品名	別表第十二 雑音の強さに関する基準	備考[同じ電気用品名で、機能や仕様等に応じて適用される基準が異なる場合は、適用されるそれぞれの基準に、その基準の対象となる機能や仕様等を記す。]	コメント
電動力応用機械器具（続き）	タイムレコーダー	J55014-1	デジタル技術応用機器以外	
		J55032	デジタル技術応用機器	J55022⇒J55032
	タイムスタンプ	J55014-1	デジタル技術応用機器以外	
		J55032	デジタル技術応用機器	J55022⇒J55032
	電動タイプライター	J55014-1	デジタル技術応用機器以外	
		J55032	デジタル技術応用機器	J55022⇒J55032
	帳票分類機	J55014-1	デジタル技術応用機器以外	
		J55032	デジタル技術応用機器	J55022⇒J55032
	文書細断機	J55014-1		
	電動断裁機	J55014-1	デジタル技術応用機器以外	
		J55032	デジタル技術応用機器	J55022⇒J55032
	コレーター	J55014-1	デジタル技術応用機器以外	
		J55032	デジタル技術応用機器	J55022⇒J55032
	紙とじ機	J55014-1	デジタル技術応用機器以外	
		J55032	デジタル技術応用機器	J55022⇒J55032
	穴あけ機	J55014-1	デジタル技術応用機器以外	
		J55032	デジタル技術応用機器	J55022⇒J55032
	番号機	J55014-1	デジタル技術応用機器以外	
		J55032	デジタル技術応用機器	J55022⇒J55032
	チェックライター	J55014-1	デジタル技術応用機器以外	
		J55032	デジタル技術応用機器	J55022⇒J55032
	硬貨計数機	J55014-1	デジタル技術応用機器以外	
		J55032	デジタル技術応用機器	J55022⇒J55032
	紙幣計数機	J55014-1	デジタル技術応用機器以外	
		J55032	デジタル技術応用機器	J55022⇒J55032
	ラベルタグ機械	J55014-1	デジタル技術応用機器以外	
		J55032	デジタル技術応用機器	J55022⇒J55032
	洗濯物仕上機械	J55014-1		用品名復活/「最初のページの注参照」を削除。
	洗濯物折畳み機械	J55014-1		用品名復活/「最初のページの注参照」を削除。
	おしぼり巻き機	J55014-1		用品名復活/「最初のページの注参照」を削除。
	おしぼり包装機	J55014-1		用品名復活/「最初のページの注参照」を削除。
	自動販売機(特定電気用品を除く。)	J55014-1	デジタル技術応用機器以外	
		J55032	デジタル技術応用機器	J55022⇒J55032
	両替機	J55014-1	デジタル技術応用機器以外	
		J55032	デジタル技術応用機器	J55022⇒J55032
	理髪いす	J55014-1		用品名復活/「最初のページの注参照」を削除。
	電気歯ブラシ	J55014-1		
	電気ブラシ	J55014-1		
	毛髪乾燥機	J55014-1		
	電気かみそり	J55014-1		

表２　雑音の強さに関する解釈別表第十二の技術基準の適用例

特定電気用品以外の電気用品

中分類	電気用品名	別表第十二 雑音の強さに関する基準	備考[同じ電気用品名で、機能や仕様等に応じて適用される基準が異なる場合は、適用されるそれぞれの基準に、その基準の対象となる機能や仕様等を記す。]	コメント
電動力応用機械器具（続き）	電気バリカン	J55014-1		
	電気つめ磨き機	J55014-1		
	その他の理容用電動力応用機械器具	J55014-1		
	扇風機	J55014-1		
	サーキュレーター	J55014-1		
	換気扇	J55014-1		
	送風機	J55014-1		
	電気冷房機	J55014-1		
	電気冷風機	J55014-1		
	電気除湿機	J55014-1		
	ファンコイルユニット	J55014-1		
	ファン付コンベクター	J55014-1		
	温風暖房機	J55014-1		
	電気温風機	J55014-1		
	電気加湿機	J55014-1		
	空気清浄機	J55014-1		
	電気除臭機	J55014-1		
	電気芳香拡散機	J55014-1		用品名復活/「最初のページの注参照」を削除。
	電気掃除機	J55014-1		
	電気レコードクリーナー	J55014-1		
	電気黒板ふきクリーナー	J55014-1		
	その他の電気吸じん機	J55014-1		
	電気床磨き機	J55014-1		
	電気靴磨き機	J55014-1		
	運動用具又は娯楽用具の洗浄機	J55014-1		
	電気洗濯機	J55014-1		
	電気脱水機	J55014-1		
	電気乾燥機	J55014-1		
	電気楽器	J55014-1		用品名復活/「最初のページの注参照」を削除。
	電気オルゴール	J55014-1		用品名復活/「最初のページの注参照」を削除。
	ベル	J55014-1		用品名復活/「最初のページの注参照」を削除。
	ブザー	J55014-1		用品名復活/「最初のページの注参照」を削除。
	チャイム	J55014-1		用品名復活/「最初のページの注参照」を削除。
	サイレン	J55014-1		用品名復活/「最初のページの注参照」を削除。
	電気グラインダー	J55014-1		
	電気ドリル	J55014-1		
	電気かんな	J55014-1		
	電気のこぎり	J55014-1		
	電気スクリュードライバー	J55014-1		
	電気サンダー	J55014-1		

表２　雑音の強さに関する解釈別表第十二の技術基準の適用例

特定電気用品以外の電気用品

中分類	電気用品名	別表第十二 雑音の強さに関する基準	備考[同じ電気用品名で、機能や仕様等に応じて適用される基準が異なる場合は、適用されるそれぞれの基準に、その基準の対象となる機能や仕様等を記す。]	コメント
電動力応用機械器具（続き）	電気ポリッシャー	J55014-1		
	電気金切り盤	J55014-1		
	電気ハンドシャー	J55014-1		
	電気みぞ切り機	J55014-1		用品名復活/「最初のページの注参照」を削除。
	電気角のみ機	J55014-1		用品名復活/「最初のページの注参照」を削除。
	電気チューブクリーナー	J55014-1		用品名復活/「最初のページの注参照」を削除。
	電気スケーリングマシン	J55014-1		用品名復活/「最初のページの注参照」を削除。
	電気タッパー	J55014-1		
	電気ナットランナー	J55014-1		
	電気刃物研ぎ機	J55014-1		用品名復活/「最初のページの注参照」を削除。
	その他の電動工具	J55014-1		
	電気噴水機	J55014-1		用品名復活/「最初のページの注参照」を削除。
	電気噴霧機	J55014-1		用品名復活/「最初のページの注参照」を削除。
	電動式吸入器	J55014-1		
	指圧代用器	J55014-1		
	その他の家庭用電動力応用治療器	J55014-1		
	電気遊戯盤	J55014-1		
	浴槽用電気温水循環浄化器	J55014-1		
光源・光源応用機械器具	写真焼付器	J55014-1		
	マイクロフィルムリーダー	J55014-1	デジタル技術応用機器以外	
		J55032	デジタル技術応用機器	J55022⇒J55032
	スライド映写機	J55014-1	デジタル技術応用機器以外	
		J55032	デジタル技術応用機器	J55022⇒J55032
	オーバーヘッド映写機	J55014-1	デジタル技術応用機器以外	
		J55032	デジタル技術応用機器	J55022⇒J55032
	反射投影機	J55014-1	デジタル技術応用機器以外	
		J55032	デジタル技術応用機器	J55022⇒J55032
	ビューワー	J55014-1		
	エレクトロニックフラッシュ	J55014-1		
	写真引伸機	J55014-1		
	写真引伸機用ランプハウス	J55014-1		
	白熱電球	J55015		いずれは削除？⇒J55015が適用されますが、測定不要で適合です
	蛍光ランプ	J55015		いずれは削除？⇒J55015が適用されますが、測定不要で適合です
	エル・イー・ディー・ランプ	J55015		用品名復活/「最初のページの注参照」を削除。
	電気スタンド	J55015		備考欄の　光源にLEDを使用するものを除く。 ⇒　最初のページの注参照/「最初のページの注参照」を削除。
	家庭用つり下げ型蛍光灯器具	J55015		
	ハンドランプ	J55015		備考欄の　光源にLEDを使用するものを除く。 ⇒　最初のページの注参照/「最初のページの注参照」を削除。
	庭園灯器具	J55015		備考欄の　光源にLEDを使用するものを除く。 ⇒　最初のページの注参照/「最初のページの注参照」を削除。
	装飾用電灯器具	J55015		備考欄の　光源にLEDを使用するものを除く。 ⇒　最初のページの注参照/「最初のページの注参照」を削除。
	その他の白熱電灯器具	J55015		

表２　雑音の強さに関する解釈別表第十二の技術基準の適用例

特定電気用品以外の電気用品

中分類	電気用品名	別表第十二 雑音の強さに関する基準	備考[同じ電気用品名で、機能や仕様等に応じて適用される基準が異なる場合は、適用されるそれぞれの基準に、その基準の対象となる機能や仕様等を記す。]	コメント
光源・光源応用機械器具（続き）	その他の放電灯器具	J55011	マグネトロンを使用するもの	マグネトロンを使用するもの　を追加
		J55015	マグネトロンを使用しないもの	マグネトロンを使用しないもの　の備考を追加
	エル・イー・ディー・電灯器具	J55015		用品名復活/「最初のページの注参照」を削除。
	広告灯	J55032	デジタル技術応用機器	備考の （光源にLEDを使用するものを除く。） を削除/J55322⇒J55032
		J55015	デジタル技術応用機器以外。	備考の （光源にLEDを使用するものを除く。） を削除。次のJ55015では対象となるので、その時に移動/J55001⇒J55015。「最初のページの注参照」を削除。
	検卵器	J55015		用品名復活/「最初のページの注参照」を削除。
	電気消毒器(殺菌灯)	J55015		用品名復活/「最初のページの注参照」を削除。
	家庭用光線治療器	J55014-1	紫外線利用以外のもの	
		J55015	紫外線利用のもの	
	充電式携帯電灯	J55015		用品名復活/「最初のページの注参照」を削除。
	複写機	J55032		J55001の適用が必要か？CISPRでは適用しない。雑音部会で確認/J55022及びJ55001⇒J55032。CISPRの適用に合わせ、「電磁誘導加熱利用のもの」「電磁誘導加熱利用以外のもの」の区別を廃止
電子応用機械器具	電子時計	J55032		J55022⇒J55032
	電子式卓上計算機	J55032		J55022⇒J55032
	電子式金銭登録機	J55032		J55022⇒J55032
	電子冷蔵庫	J55014-1		
	インターホン	J55032	「搬送式」以外のもの	「搬送式又はデジタル技術応用機器」以外のものJ55014-1＆デジタル技術応用機器J55022⇒J55032
		別表第十第2章	搬送式	J55001⇒別表第十第2章。
	電子楽器	J55032		J55013⇒J55032
	ラジオ受信機	J55032		J55013⇒J55032
	テープレコーダー	J55032		J55013⇒J55032
	レコードプレーヤー	J55032		J55013⇒J55032
	ジュークボックス	J55032		J55013⇒J55032
	その他の音響機器	J55032	チューナーを有するもの	J55013⇒J55032
			チューナーを有しないもの（安全基準としてJ60065を適用するもの）	J55013⇒J55032
			チューナーを有しないもの（安全基準としてJ60950-1を適用するもの）	J55022⇒J55032
	ビデオテープレコーダー	J55032		J55013⇒J55032
	消磁器	J55032		J55013⇒J55032
	テレビジョン受信機	J55032	チューナーを有するもの	J55013⇒J55032
			チューナーを有しないもの（安全基準としてJ60065を適用するもの）	J55013⇒J55032
			チューナーを有しないもの（安全基準としてJ60950-1を適用するもの）	J55022⇒J55032
	テレビジョン受信機用ブースター	J55032		J55013の対象外？ 雑音部会で確認/J55013⇒J55032
	高周波ウェルダー	J55011		用品名復活/「最初のページの注参照」を削除。
	電子レンジ	J55011		J55001⇒J55011
	超音波ねずみ駆除機	J55011		用品名復活/「最初のページの注参照」を削除。
	超音波加湿機	J55011		J55001⇒J55011
	超音波洗浄機	J55011		用品名復活/「最初のページの注参照」を削除。
	電子応用遊戯器具	J55032	高周波変調器を有しないもの	J55022⇒J55032
			高周波変調器を有するもの	J55013&J55022⇒J55032

表２　雑音の強さに関する解釈別表第十二の技術基準の適用例

特定電気用品以外の電気用品

中分類	電気用品名	別表第十二 雑音の強さに関する基準	備考[同じ電気用品名で、機能や仕様等に応じて適用される基準が異なる場合は、適用されるそれぞれの基準に、その基準の対象となる機能や仕様等を記す。]	コメント
電子応用機械器具（続き）	家庭用低周波治療器	J55014-1		
	家庭用超音波治療器	J55011		J55001⇒J55011
	家庭用超短波治療器	J55011		J55001⇒J55011
交流用電気機械器具	電灯付家具	J55015		用品名復活/「最初のページの注参照」を削除。
	コンセント付家具	J55014-1		用品名復活/「最初のページの注参照」を削除。
	その他の電気機械器具付家具	J55014-1		用品名復活/「最初のページの注参照」を削除。
	調光器	J55015		J55001⇒J55015（なぜここにあったのかが不明）
	電気ペンシル	J55014-1		用品名復活/「最初のページの注参照」を削除。
	漏電検知器	J55014-1		用品名復活/「最初のページの注参照」を削除。
	防犯警報器	J55014-1	デジタル技術応用機器以外。	用品名復活。デジタル技術応用機器以外　の備考を追加/「最初のページの注参照」を削除。
		J55032	デジタル技術応用機器。	用品名復活。デジタル技術応用機器　の備考を追加/J55022⇒J55032。「最初のページの注参照」を削除。
	アーク溶接機	J55011		J55001⇒J55011
	雑音防止器	別表第十第5章		IEC規格なし/用品名復活
	医療用物質生成器	J55014-1		
	家庭用電位治療器	J55011	高周波利用のもの	J55001⇒J55011
		J55014-1	高周波利用以外のもの	
	電気冷蔵庫（吸収式）	J55014-1		
	電気さく用電源装置	J55014-1		